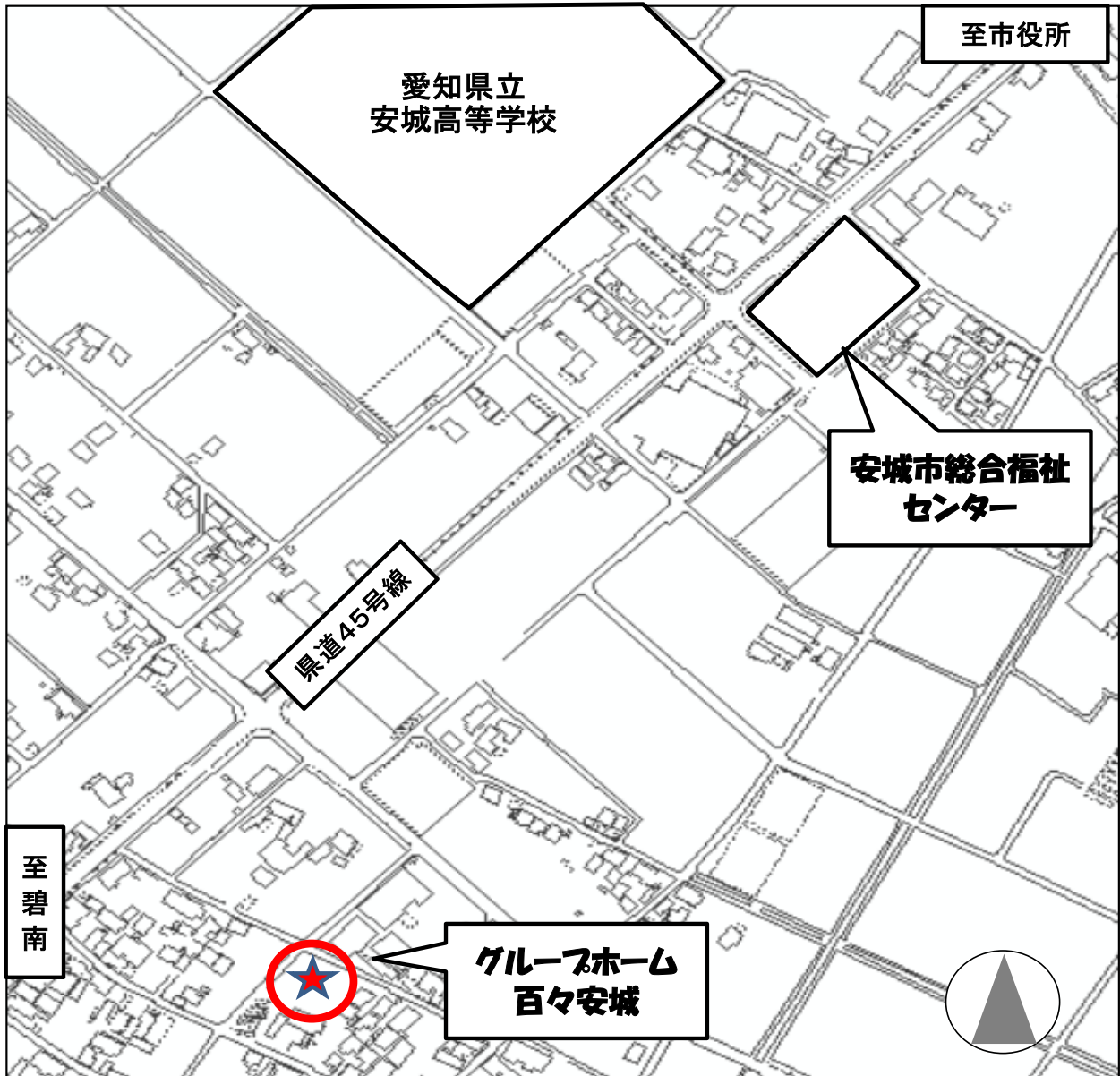


議題 2 地域密着型サービス事業所の新規指定について（1/3 事業所目）

1 申請者概要

項目	内容
申請事業者 (法人名)	有限会社百々（ゆうげんがいしゃもも）
所在地	岐阜県羽島郡岐南町上印食二丁目32番地
法人設立年月日	平成15年3月26日
サービス種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所名称	グループホーム百々安城
事業者及び 事業所概要	<p>有限会社百々は、岐阜県及び愛知県内において、訪問介護事業所を1か所、認知症対応型共同生活介護事業所を7か所運営している。認知症対応型共同生活介護については、法人8か所目となることから、これまでの経験を生かした運営ノウハウやサービス提供が期待される。</p> <p>あんジョイプラン9（第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画）の施設整備計画に基づく公募により、令和4年9月に認知症対応型共同生活介護の設置運営者に選定された。</p>
指定申請地	安城市赤松町北新屋敷96-1
日常生活圏域	南中学校区
敷地面積	990.01㎡
延床面積	607.76㎡
建物構造	木造2階建て
利用定員	18名（9名×2ユニット）
通常の実施地域	安城市
事業開始予定日	令和6年4月1日

2 グループホーム百々安城 位置図・平面図



グループホーム百々安城は、愛知県立安城高等学校及び安城市総合福祉センターの南に位置しております。

3 基準との適合性について

ア 事業所指定の主な書類確認事項

項目	確認書類
人員基準	資格証、勤務形態一覧表
設備基準	事業所平面図、設備の概要、主要な場所の写真、賃借契約書
運営基準	運営規程、苦情処理措置の概要、介護給付費に関する届出、欠格事由非該当の誓約書、役員名簿

イ 各種基準との確認

基準		申請内容	基準適合の可否	
人員基準	介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日中は利用者9名に対し常勤換算で3以上 ・夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上 ・1以上の者は常勤 ・共同生活住居（ユニット）ごとに配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従8名 ・常勤兼務1名（計画作成担当者と兼務） ・非常勤専従6名 <p>計15名配置</p>	○
	計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する従事者を事業所ごとに配置 ・1名は介護支援専門員の資格を有すること ・実践者研修または基礎課程修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務1名（介護従事者と兼務）（介護支援専門員・実践者研修修了） <p>計1名配置</p>	○
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名配置（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務への従事可能） ・3年以上認知症高齢者の介護の従事経験を有すること ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名配置 ・3年以上の認知症高齢者介護従事経験有り ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了 	○
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の介護従事経験又は福祉サービス等の経営に携わった経験を有すること ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名配置（開設者研修修了） 	○
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備 ・居間、食堂、台所はユニットごとの専用の設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備等必要な設備を配置 ・ユニットごとに居間、食堂、台所を配置 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は1人 ・居室の床面積は7.43㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員1人の居室を18室配置 ・居室の床面積は8.82㎡以上 	○	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に必要項目を記載 ・苦情を処理するための措置 ・医療機関との協力体制 ・欠格事由に該当していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たしていることを確認 	○	

指定申請時の提出書類及び現地確認にて各種基準を満たしていることを確認しました。

議題 2 地域密着型サービス事業所の新規指定について（2/3 事業所目）

1 申請者概要

項目	内容
申請事業者 (法人名)	株式会社L I B S
所在地	安城市赤松町的場 1 4 5 番地
法人設立年月日	平成 2 3 年 4 月 1 日
サービス種別	看護小規模多機能型居宅介護
事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 安あん堀内
事業者及び 事業所概要	株式会社L I B Sは、安城市にて訪問看護ステーション及び療養通所介護を運営している。 看護にも対応する看護小規模多機能型居宅介護においてもこれまでの経験を生かしたサービス提供が期待される。 なお、看護小規模多機能型居宅介護と併設して有料老人ホームの運営も予定しております。
指定申請地	安城市堀内町道下 3 3
日常生活圏域	桜井中学校区
敷地面積	2, 9 0 6. 3 5 m ²
延床面積	1, 1 3 5. 5 8 m ² (有料含む)
建物構造	木造 2 階建て
登録定員	2 9 名
通常の実施地域	安城市
事業開始予定日	令和 6 年 4 月 1 日

2 看護小規模多機能型居宅介護 安あん堀内 位置図・平面図



看護小規模多機能型居宅介護 安あん堀内は、堀内公園の西側に位置しております。

3 基準との適合性について

ア 事業所指定の主な書類確認事項

項目	確認書類
人員基準	資格証、勤務形態一覧表
設備基準	事業所平面図、設備の概要、主要な場所の写真
運営基準	運営規程、苦情処理措置の概要、介護給付費に関する届出、欠格事由非該当の誓約書、役員名簿

イ 各種基準との確認

基準		申請内容	基準適合の可否	
人員基準	介護従業者	<ul style="list-style-type: none"> 【日中】 ・通い 利用者3名に対し常勤換算で3以上 ・訪問 常勤換算で2以上 【夜間及び深夜の時間帯】 時間帯通じて1以上及び宿直勤務必要な数以上 ・1以上は、常勤の保健師又は看護師 ・常勤換算2.5以上は、保健師、看護師又は准看護師 ・通い及び訪問の提供に当たる従業者のうち、1以上は看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務18名（看護師3名） ・非常勤専従3名 <p style="text-align: center;">計21名配置</p>	○
	介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する従事者を事業所ごとに配置 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務1名（管理者兼務） （介護支援専門員・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者） <p style="text-align: center;">計1名配置</p>	○
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名配置（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務への従事可能） ・3年以上認知症高齢者の介護の従事経験を有すること ・認知症対応型サービス事業管理者研修修了者、又は保健師若しくは看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務の管理者1名（計画作成担当者兼務）配置 ・3年以上の認知症高齢者介護従事経験有り ・看護師 	○
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の介護従事経験又は福祉サービス等の経営に携わった経験を有すること ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了者、又は保健師若しくは看護師 ・事業部門の責任者などを代表者としても差し支えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者1名配置 ・看護師 	○
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等 ・居間及び食堂を合計した面積は、通いサービス1人当たり3㎡以上、台所はユニットごとの専用の設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備等必要な設備を配置 ・居間及び食堂の面積は、69.36㎡ 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1の宿泊室の定員は1人 ・宿泊室の床面積は7.43㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員1人の宿泊室を9室配置 ・宿泊室の床面積は7.55㎡ 	○	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に必要項目を記載 ・苦情を処理するための措置 ・医療機関との協力体制 ・欠格事由に該当していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たしていることを確認 	○	

指定申請時の提出書類及び現地確認にて各種基準を満たしていることを確認しました。

議題 2 地域密着型サービス事業所の新規指定について（3/3 事業所目）

1 申請者概要

項目	内容
申請事業者 (法人名)	株式会社ケアセンターうらら
所在地	安城市古井町揚り登30番地4
法人設立年月日	平成21年1月27日
サービス種別	地域密着型通所介護
事業所名称	デイサービス さくら
事業者及び 事業所概要	株式会社ケアセンターうららは、安城市にて地域密着型通所介護（利用定員18名）の運営を行っている。 2か所目の地域密着型通所介護となるためこれまでの経験を生かした利用者により寄り添ったサービス提供が行われる事業所として期待される。
指定申請地	安城市小川町志茂236番地6
日常生活圏域	桜井中学校区
建物構造	木造平屋建て
営業日 サービス提供時間	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日及び日曜日 9時55分～16時00分
利用定員	15名
通常の実施地域	安城市
事業開始予定日	令和6年3月1日

2 デイサービス さくら 位置図・平面図



デイサービス さくらは、安城市立小川保育園の西側に位置しております。

3 基準との適合性について

ア 事業所指定の主な書類確認事項

項目	確認書類
人員基準	資格証、勤務形態一覧表
設備基準	事業所平面図、設備の概要、主要な場所の写真
運営基準	運営規程、苦情処理措置の概要、介護給付費に関する届出、欠格事由非該当の誓約書、役員名簿

イ 各種基準との確認

基準		申請内容	基準適合の可否	
人員基準	生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供を行う時間数に応じて専従1以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名（介護福祉士） ・非常勤兼務1名（介護福祉士）（介護職員兼務） <p style="text-align: center;">計2名配置</p>	○
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供日ごとに専従1以上配置 ※利用定員10名以下の場合、設置義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務2名（看護師、准看護師）（管理者兼務1名、機能訓練指導員・介護職員兼務1名） 	○
	介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者10人の場合確保すべき勤務延時間数 ≥ 平均提供時間数 ・単位ごとに常時1人以上確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務1名（機能訓練員・看護職員兼務） ・非常勤兼務1名（生活相談員兼務） <p style="text-align: center;">計2名配置</p>	○
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練を行う能力を有する者（理学療法士、看護職員等）1以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務1名（准看護師）（看護職員・介護職員兼務） 	○
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1配置 ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤兼務1名配置 	○
設備基準	食堂及び機能訓練室 3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室（48.77㎡） 	○	
	静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・パーティションにより区画 	○	
	相談室 遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・専用部屋を確保 	○	
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を行うための十分な広さあり。 	○	
	消化設備その他の非常災害に際して必要な設備・その他の設備及び備品等を備える	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器1個配置 ・事業所運営に必要な備品を配置 	○	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に必要項目を記載 ・苦情を処理するための措置 ・欠格事由に該当していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たしていることを確認 	○	

指定申請時の提出書類及び現地確認にて各種基準を満たしていることを確認しました。